

議第 1 号

各務原都市計画道路の変更について

(岐阜県決定)

令和 8 年 7 月 8 日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 倉内 文孝

都政第 1 0 8 号

岐阜県都市計画審議会

各務原都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により諮問します。

令和 8 年 6 月 1 6 日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 江崎 禎英

各務原都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・3・2号岐阜鵜沼線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	岐阜鵜沼線	各務原市那加 山後町1丁目	各務原市各務 おがせ町9丁目	各務原市那加 西市場町6丁目 各務原市蘇原 花園町4丁目 各務原市蘇原 青雲町2丁目 各務原市蘇原 野口町3丁目 各務原市蘇原 坂井町2丁目 各務原市各務 西町6丁目	約 9,120m	地表式	4 車線	25m	・ 幹線街路と平面交差 5 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線との取付市道（市道那 1 4 1 号線及び市道蘇北 6 5 6 号線）沿線では、土地利用状況が変化し、交通需要が高まっていることから、取付市道と本路線との交差点を信号設置が可能な交差点とする計画に変更した。そのため、交差点形状の変更に伴い、都市計画道路区域を変更するものである。

各務原都市計画道路の変更に関する補足説明

1 変更内容

名 称		変 更 内 容
番 号	路 線 名	
3・3・2	岐阜鵜沼線	○区域の変更 ・市道那 1 4 1 号線との交差点部 ・市道蘇北 6 5 6 号線との交差点部 ・（仮称）新瑞穂橋橋梁部

2 関係機関との協議 各務原市

3 縦覧期間 令和 8 年 4 月 1 0 日 ～ 令和 8 年 4 月 2 4 日

4 意見書の提出 なし

変更理由書

3・3・2号 岐阜鵜沼線

都市計画道路岐阜鵜沼線（以下「本路線」という）は、各務原市那加山後町1丁目を起点とし、同市各務おがせ町9丁目を終点とする総延長約9.1km、標準幅員25mの東西軸を形成する幹線道路として昭和41年に都市計画決定している。

本路線は、各務原都市計画区域マスタープランにおいて東西方向の主軸となる幹線道路として位置付けられており、さらに各務原市都市計画マスタープランにおいては、市街地北側の東西軸として都市内及び都市間交通の円滑化を図る路線として位置付けられ早期に整備する必要がある。

本路線との取付市道（市道那141号線及び市道蘇北656号線）沿線では、土地利用状況が変化し、交通需要が高まっていることから、取付市道と本路線との交差点を信号設置が可能な交差点とする計画に変更した。そのため、交差点形状の変更に伴い、都市計画道路区域を変更するものである。

各務原都市計画区域総括図



【凡例】

県決定(対象路線) —

県決定(変更箇所) ■

計画図（ 3・3・2 岐阜鵜沼線 ）

